

○豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第 1 項の規定に基づき公表する。

令和 6 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
前文 1 (略) 2 我が国においては、かつて、豚熱は全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年4月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年4月1日に国際獣疫事務局（以下「<u>WOAH</u>」という。）の規約に定める豚熱清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の認定を受けた。 3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。<u>令和5年11月現在、20都県89例の豚等における豚熱の発生が確認されている。</u>	前文 1 (略) 2 我が国においては、かつて、豚熱は全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年4月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年4月1日に国際獣疫事務局（以下「<u>OIE</u>」という。）の規約に定める豚熱清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の認定を受けた。 3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。<u>さらに、令和2年9月以降、群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県及び東京都のワクチン接種農場の飼養豚等において、豚熱の感染が確認されており、令和4年12月現在、18都県85例の</u>

4～7 (略) 第1 (略) 第2－1 平時からの取組 1 農林水産省の取組 (1) 諸外国や<u>WOAH</u>等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。 (2)～(5) (略) 2～4 (略) 第2－2 (略) 第3－1 浸潤状況を確認するための調査 1・2 (略) 3 病性鑑定材料を用いた調査 都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の<u>遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）</u>及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の<u>遺伝子検出検査</u>を実施する。 4～6 (略)	発生が確認されている。 4～7 (略) 第1 (略) 第2－1 平時からの取組 1 農林水産省の取組 (1) 諸外国や<u>OIE</u>等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。 (2)～(5) (略) 2～4 (略) 第2－2 (略) 第3－1 浸潤状況を確認するための調査 1・2 (略) 3 病性鑑定材料を用いた調査 都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の<u>抗原検査及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の抗原検査</u>を実施する。 4～6 (略)
---	---

第3-2 予防的ワクチン

1～4 (略)

5 接種区域における遵守事項

(1) (略)

(2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員及び知事認定獣医師並びに登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から接種区域外のと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者にあっては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。

(3)～(6) (略)

6～11 (略)

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1 (略)

2 都道府県による臨床検査

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①～④ (略)

⑤ 豚等から採取した検体について動物用生物学的製

第3-2 予防的ワクチン

1～4 (略)

5 接種区域における遵守事項

(1) (略)

(2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員及び知事認定獣医師並びに登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者にあっては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。

(3)～(6) (略)

6～11 (略)

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1 (略)

2 都道府県による臨床検査

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①～④ (略)

(新設)

剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体（予防的ワクチン接種により産生された抗体及び母豚からの移行抗体を除く。）が確認される。

3 （略）

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5の(1)の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) （略）

(3) 第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要

3 （略）

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5の(1)の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) （略）

(3) 第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要

な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否の検討を含む。）

(4)～(6) （略）

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査

(1) 都道府県は、家畜保健衛生所で豚熱ウイルスへの感染の有無について次の検査を行い、その結果について動物衛生課に報告する。

① （略）

② 抗原検査（ウイルス分離検査及び遺伝子検出検査。ただし、動物衛生課が特に必要と認めた場合には、蛍光抗体法を実施する。）

③・④ （略）

(2) （略）

6 浸潤状況を確認するための調査で豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第3－1の1から3までの調査等の結果、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

なお、第3－1の4の野生いのししの調査で陽性が確認された場合は、第16の措置を講ずる。

(1)・(2) （略）

(3) 第3－1の3の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

当該調査のうち遺伝子検出検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床

な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）

(4)～(6) （略）

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査

(1) 都道府県は、家畜保健衛生所で豚熱ウイルスへの感染の有無について次の検査を行い、その結果について動物衛生課に報告する。

① （略）

② 抗原検査（ウイルス分離検査、遺伝子検出検査及び蛍光抗体法）

③・④ （略）

(2) （略）

6 浸潤状況を確認するための調査で豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第3－1の1から3までの調査等の結果、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

なお、第3－1の4の野生いのししの調査で陽性が確認された場合は、第16の措置を講ずる。

(1)・(2) （略）

(3) 第3－1の3の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、

検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対して３の(1)の③から⑤までの措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、５の(1)の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、５の(2)により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、４の準備も同時に進める。

また、第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、(2)の①又は②の措置を実施する。

７・８ （略）

第５ 病性等の判定

農林水産省は、第４の５の(2)又は第４の６の(2)及び(3)の結果、必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、次の１及び２により病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

１ 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) （略）

(2) 浸潤状況確認のための調査で陽性が確認された場合

①・② （略）

③ 第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、

ア 当該調査のうち遺伝子検出検査により陽性が確

写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対して３の(1)の③から⑤までの措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、５の(1)の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、５の(2)により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、４の準備も同時に進める。

また、第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、(2)の①又は②の措置を実施する。

７・８ （略）

第５ 病性等の判定

農林水産省は、第４の５の(2)又は第４の６の(2)及び(3)の結果、必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、次の１及び２により病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

１ 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) （略）

(2) 浸潤状況確認のための調査で陽性が確認された場合

①・② （略）

③ 第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、

ア 当該調査のうち抗原検査により陽性が確認され

認された場合には、当該遺伝子検出検査、第4の6の(3)により行う臨床検査（特に体温測定）及び第4の5の(1)の検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、2の判定に移行する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあつては、(1)の①の手續に従う。

イ （略）

④ （略）

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) （略）

(2) 疑似患畜

①・② （略）

③ 発生農場で患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあつては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までの間に豚等の飼養管理に直接携わっていた者が当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている豚等

ただし、当該他の農場の豚等に異状が確認されず、

た場合には、当該抗原検査、第4の6の(3)により行う臨床検査（特に体温測定）及び第4の5の(1)の検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、2の判定に移行する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあつては、(1)の①の手續に従う。

イ （略）

④ （略）

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) （略）

(2) 疑似患畜

①・② （略）

③ 発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等

飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

- ④ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等

⑤・⑥ (略)

第6 病性等判定時の措置

1 (略)

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) (略)

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門（第18の2の(2)において「畜産研究部門」という。）、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①～④ (略)

(3)～(8) (略)

3・4 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1 (略)

2 死体の処理（法第21条）

- ④ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等

⑤・⑥ (略)

第6 病性等判定時の措置

1 (略)

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) (略)

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①～④ (略)

(3)～(8) (略)

3・4 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1 (略)

2 死体の処理（法第21条）

(1)・(2) (略)

(3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(1)の場所に行う。

(4)・(5) (略)

3～6 (略)

第8 (略)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1～4 (略)

5 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の3により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

ア (略)

イ 出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性が確認されていること。

(1)・(2) (略)

(3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(1)の場所に行う。

(4)・(5) (略)

3～6 (略)

第8 (略)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1～4 (略)

5 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の3により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

ア (略)

イ 出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検出検査又は蛍光抗体法により陰性が確認されていること。

② (略)

(2)～(6) (略)

第10・第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 (略)

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、豚熱の発生が確認された場合には、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、次により検査を実施する。

① (略)

② 血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査

①の際、一定頭数について、血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）、遺伝子検出検査及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

(2) (略)

3～6 (略)

第13～第15 (略)

第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 (略)

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に

② (略)

(2)～(6) (略)

第10・第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 (略)

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、豚熱の発生が確認された場合には、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、次により検査を実施する。

① (略)

② 血液検査、抗原検査及び血清抗体検査

①の際、一定頭数について、血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）、抗原検査（遺伝子検出検査、ただし、死亡した豚等については扁桃等を用いた蛍光抗体法）及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

(2) (略)

3～6 (略)

第13～第15 (略)

第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 (略)

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に

送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) (略)

(2) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で豚熱が発生する場合に豚等のと殺等の防疫措置を実施するため必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の可否の検討を含む。）

(3)～(7) (略)

3 (略)

第17 (略)

第18 病性判定時の措置

1 (略)

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) (略)

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、畜産研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①・② (略)

(3)～(8) (略)

3 (略)

第19 (略)

第20 移動制限区域の設定（法第32条）

1～7 (略)

送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) (略)

(2) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で豚熱が発生する場合に豚等のと殺等の防疫措置を実施するため必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の可否を含む。）

(3)～(7) (略)

3 (略)

第17 (略)

第18 病性判定時の措置

1 (略)

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) (略)

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①・② (略)

(3)～(8) (略)

3 (略)

第19 (略)

第20 移動制限区域の設定（法第32条）

1～7 (略)

8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)～(3) (略)

(4) 豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

① (略)

② 焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずること。

イ～エ (略)

第21・第22 (略)

第23 ウイルスの浸潤状況の確認等

8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)～(3) (略)

(4) 豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

① (略)

② 焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。

イ～エ (略)

第21・第22 (略)

第23 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第17の病性の判定前に実施することができる。

(1) 野生いのししにおける検査等

都道府県は、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生いのししについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として、遺伝子検出検査及び抗体検査を実施する。また、当該区域においては、野生いのしし間及び野生いのししから豚等への感染拡大の防止を図る。

(2) (略)

2・3 (略)

第24・第25 (略)

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第17の病性の判定前に実施することができる。

(1) 野生いのししにおける検査等

都道府県は、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生いのししについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として、抗原検査及び抗体検査を実施する。また、当該区域においては、野生いのしし間及び野生いのししから豚等への感染拡大の防止を図る。

(2) (略)

2・3 (略)

第24・第25 (略)

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第 1 項の規定に基づき公表する。

令和 6 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
前文（略） 第１ 基本方針 １～４ （略） ５ また、アフリカ豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確にアフリカ豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、野生いのししのアフリカ豚熱対策に万全を期す。 (1) 国は、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針（以下「<u>基本方針</u>」という。）を示すとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。<u>なお、基本方針については、動物衛生研究部門の研究、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門（以下「畜産研究部門」という。）の研究等を踏まえ、必要があると認めるときは、随時見直す。</u> (2) 都道府県は、基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。 (3) （略） ６ （略） 第２－１ 平時からの取組 １ 農林水産省の取組	前文（略） 第１ 基本方針 １～４ （略） ５ また、アフリカ豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確にアフリカ豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、野生いのししのアフリカ豚熱対策に万全を期す。 (1) 国は、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示すとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。 (2) 都道府県は、<u>(1)の</u>基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。 (3) （略） ６ （略） 第２－１ 平時からの取組 １ 農林水産省の取組

(1) 諸外国や国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。

(2)～(5) (略)

2～4 (略)

第2－2 (略)

第3 浸潤状況を確認するための調査及び野生いのしし対策

1 (略)

2 病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の遺伝子検出検査を実施する。

3～5 (略)

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1 (略)

2 都道府県による臨床検査

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等

(1) 諸外国や国際獣疫事務局（OIE）等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。

(2)～(5) (略)

2～4 (略)

第2－2 (略)

第3 浸潤状況を確認するための調査及び野生いのしし対策

1 (略)

2 病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の抗原検査を実施する。

3～5 (略)

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1 (略)

2 都道府県による臨床検査

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等

の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①～④ （略）

⑤ 豚等から採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体（予防的ワクチン接種により産生された抗体及び母豚からの移行抗体を除く。）が確認される。

3・4 （略）

5 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により必要な検体を動物衛生研究部門へ

の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①～④ （略）

（新設）

3・4 （略）

5 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により必要な検体を動物衛生研究部門へ

送付した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも7により動物衛生研究部門が行う抗原検査（遺伝子検出検査、ウイルス分離検査）の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) (略)

(3) 第2-2の2の(1)により事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否の検討を含む。）

(4) (略)

(5) 通行の制限又は遮断の検討

(6)・(7) (略)

6～8 (略)

第5 病性等の判定

農林水産省は、第4の3により必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

1 (略)

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から

送付した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも7により動物衛生研究部門が行う抗原検査（遺伝子検出検査、ウイルス分離検査）の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) (略)

(3) 第2-2の2の(1)により事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）

(4) (略)

(新設)

(5)・(6) (略)

6～8 (略)

第5 病性等の判定

農林水産省は、第4の3により必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

1 (略)

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から

都道府県畜産主務課に通知する。

(1) (略)

(2) 疑似患畜

①～③ (略)

④ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる豚等に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で患畜又は疑似患畜（②に掲げる豚等に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に豚等の飼養管理に直接携わっていた者が当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている豚等

ただし、当該他の農場の豚等に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

⑤ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等

⑥・⑦ (略)

第6 病性等判定時の措置

都道府県畜産主務課に通知する。

(1) (略)

(2) 疑似患畜

①～③ (略)

④ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる豚等に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等

⑤ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、患畜又は疑似患畜（②に掲げる豚等に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等

⑥・⑦ (略)

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1)～(3) (略)

(4) 都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第4の5の(7)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) (略)

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、畜産研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①～④ (略)

(3)～(8) (略)

3・4 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1 (略)

2 死体の処理（法第21条）

(1)・(2) (略)

(3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当た

1 関係者への連絡

(1)～(3) (略)

(4) 都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第4の5の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) (略)

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①～④ (略)

(3)～(8) (略)

3・4 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1 (略)

2 死体の処理（法第21条）

(1)・(2) (略)

(3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の

っては(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(1)の場所に行う。

(4)・(5) (略)

3～6 (略)

第8 (略)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

(1) 移動制限区域

① 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家畜等（4に掲げるものをいう。(2)及び5の(7)において同じ。）の移動を禁止する区域（以下第1節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であってもアフリカ豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

② (略)

(2)～(6) (略)

2・3 (略)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする

措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(1)の場所に行う。

(4)・(5) (略)

3～6 (略)

第8 (略)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

(1) 移動制限区域

① 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家畜等（4に掲げるものをいう。(2)及び5の(6)において同じ。）の移動を禁止する区域（以下第1節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であってもアフリカ豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

② (略)

(2)～(6) (略)

2・3 (略)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする

。

(1)～(5) (略)

(6) 野生いのししの死体

(7) 野生いのししの排せつ物等

5 制限の対象外

(1)～(4) (略)

(5) 制限区域内の野生いのししの死体等の処分のための移動

① 制限区域内の野生いのししの死体及び野生いのししの排せつ物等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

。

(1)～(5) (略)

(新設)

(新設)

5 制限の対象外

(1)～(4) (略)

(新設)

オ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ 移動経過を記録し、保管する。

ク 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、(4)の③の措置を講ずる。

(6) 制限区域外の豚等の死体及び野生いのししの死体の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体及び野生いのししの死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(4)の③の措置を講ずる。

(7) (略)

第10・第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1～5 (略)

6 野生いのししの感染確認検査

都道府県は、第5の2により患者又は疑似患者であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する。

この場合、当該野生いのしし及び当該野生いのししの排

(5) 制限区域外の豚等の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(4)の③の措置を講ずる。

(6) (略)

第10・第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1～5 (略)

6 野生いのししの感染確認検査

都道府県は、第5の2により患者又は疑似患者であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する。

せつ物等について、原則として、当該検査に用いる検体を採材した上で、当該検査の判定結果を待たずに、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒を行う。

第13～第16 （略）

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 （略）

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) （略）

(2) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場でアフリカ豚熱が発生する場合に豚等のと殺等の防疫措置を実施するために必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）

(3) （略）

(4) 通行の制限又は遮断の検討

(5)～(7) （略）

(8) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺における死亡した野生いのししの積極的な搜索、当該死亡した野生いのししの死体の処理、防護柵等による囲い込み等の野生いのししに対する防疫措置の実施方針の確認

(9) 野生いのししに対する防疫措置を実施するために必

第13～第16 （略）

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 （略）

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) （略）

(2) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場でアフリカ豚熱が発生する場合に豚等のと殺等の防疫措置を実施するために必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）

(3) （略）

（新設）

(4)～(6) （略）

(7) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺における防護柵等による囲い込みの実効性の確認及び野生いのししの個体数の削減に向けた体制の確認

（新設）

要となる人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否の検討を含む。）

3 （略）

第18 （略）

第19 病性判定時の措置

1 関係者への連絡

(1)・(2) （略）

(3) 都道府県は、第18により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陰性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を第17の2の(6)及び(7)に規定する者に連絡する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) （略）

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、畜産研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①・② （略）

(3)～(8) （略）

3 （略）

第20 （略）

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

1～6 （略）

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

3 （略）

第18 （略）

第19 病性判定時の措置

1 関係者への連絡

(1)・(2) （略）

(3) 都道府県は、第18により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陰性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を第17の2の(5)及び(6)に規定する者に連絡する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) （略）

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①・② （略）

(3)～(8) （略）

3 （略）

第20 （略）

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

1～6 （略）

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 野生いのししの死体

(7) 野生いのししの排せつ物等

8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ移動させることができる。ただし、7の(1)から(5)までに掲げるものについては、第24の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されているものに限る。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)～(3) (略)

(4) 豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

① (略)

② 焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷

(1)～(5) (略)

(新設)

(新設)

8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第24の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)～(3) (略)

(4) 豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

① (略)

② 焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷

く等体液等の飛散のないように措置を講ずること。

イ～エ （略）

(5) 野生いのししの死体等を移動する場合

野生いのししの死体及び野生いのししの排せつ物等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

① 移動する際の措置

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。

ウ 原則として、農場の付近の通行を避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。

オ 移動日を記録し、保管すること。

② 焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずること。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。

く等飛散のないように措置を講ずること。

イ～エ （略）

(新設)

ウ 死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒すること。

第22・第23 (略)

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 (略)

2 周辺野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1により発見した死亡いのしし及び捕獲された野生いのししについて、遺伝子検出検査の結果を待たずに、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒を行う。併せて、当該いのししが確認された地点の消毒を徹底する。

3 (略)

第25 (略)

第22・第23 (略)

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 (略)

2 周辺野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1により発見した死亡いのしし及び捕獲された野生いのししが確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

3 (略)

第25 (略)